

<p>の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>					○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来班部分等の確認</p>					○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分私                  (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>		○			○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>34 同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認                  (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの</p>		○			○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>35 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除                  (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの                  (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○					
<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払</p>						





27 略									
28 略									
29 略									
30	同法第14条第1項又は第2項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可							○	保健所長
31	同法第14条第6項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の処分業の許可又は同法第7項の規定による当該許可の更新の許可	○							
32	同法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の組織の変更の許可 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
33	同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
34	同法第14条の3の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業又は処分業の事業の停止の命令 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの	○						○	保健所長
35	同法第14条の3の2第1項又は第2項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業又は処分業の許可の取消し (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
36	同法第14条の4第1項又は第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可							○	保健所長
26 略									
27 略									
28 略									
29	同法第14条第1項又は第2項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
30	同法第14条第4項及び第5項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の処分業の許可又は当該許可の更新の許可	○							
31	同法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の組織の変更の許可 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
32	同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
33	同法第14条の3の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集運搬業又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令 (一) 保管行為を含まない収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの							○	保健所長
34	同法第14条の4第1項又は第2項の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可又は当該許可の更新の許可	○							

37 同法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の許可又は同条第7項の規定による当該許可の更新の許可	○															
38 同法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○	保健所長										
39 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理 (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○	保健所長										
40 同法第14条の6において準用する同法第4条の3の規定による事業の停止の命令又は同法第14条の6において準用する同法第4条の3の2の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬若しくは処分業の許可の取消し (一) 収集運搬業に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○	保健所長										
41 同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示義務を要するもの イ ア以外のもの	○	○			○	保健所長								○	保健所長	
42 略																
43 略																
44 略																
45 略																
46 略																
47 略																
48 同法第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設の設置に係る一般産業廃棄物処理施設の設置についての特別に係る届出の受理	○															
49 同法第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの	○													○	保健所長	
35 同法第14条の4第4項又は第5項の規定による特別管理産業廃棄物の処分業の許可又は当該許可の更新の許可	○															
36 同法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可	○															
37 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の廃止等の届出の受理	○															
38 同法第14条の6において準用する同法第4条の3の規定による特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分業の許可の取消し又は事業の停止の命令	○															
39 同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの	○	○												○	保健所長	
40 略																
41 略																
42 略																
43 略																
44 略																
45 略																
46 同法第15条の2の4第1項の規定による産業廃棄物処理施設の構造等の変更の許可 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの	○													○	保健所長	

<p>の ア 告示掲載を要 するもの イ ア以外のもの</p>	○							○	保健所長
<p>50 同法第15条の2の 5第3項において準 用する同法第9条第 3項の規定による産 業廃棄物処理施設 の廃止等の届出又は同 法第15条の2の5第 3項において準用す る同法第9条第4項 の規定による産業廃 棄物最終処分場の埋 立処分終了の届出 の受理 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の ア 告示掲載を要 するもの イ ア以外のもの</p>		○						○	保健所長
<p>51 同法第15条の2の 5第3項 において準 用する同法第9条第 5項の規定による産 業廃棄物最終処分場 の基準適合確認</p>	○								保健所長
<p>52 同法第15条の2の 6の規定による産業 廃棄物処理施設の改 善又は使用停止の届 出 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の ア 告示掲載を要 するもの イ ア以外のもの</p>		○						○	保健所長
<p>53 同法第15条の3第 1項又は第2項の規 定による産業廃棄物 処理施設の設置の許 可の取消し (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の ア 告示掲載を要 するもの イ ア以外のもの</p>		○						○	保健所長
<p>54 同法第15条の4に おいて準用する同法 第9条の5第1項の 規定による産業廃棄 物処理施設の譲受け 又は借受けの許可 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の ア 告示掲載を要 するもの イ ア以外のもの</p>		○						○	保健所長
<p>55 同法第15条の4 において準用する同 法第9条の6第1項 の規定による産業廃 棄物処理施設設置者 である法人の合併又 は分割の認可 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○							保健所長
<p>の</p>									
<p>47 同法第15条の2の 4第3項において準 用する同法第9条第 3項又は第4項の規 定による産業廃棄物 処理施設の廃止等の 届出又は産業廃棄物 最終処分場の埋立処 分の終了の届出の受 理 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○						○	保健所長
<p>48 同法第15条の2の 4第3項において準 用する同法第9条第 5項の規定による産 業廃棄物最終処分場 の基準適合確認 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○						○	保健所長
<p>49 同法第15条の3の 規定による産業廃棄 物処理施設の設置の 許可の取消し又は改 善等の命令 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○						○	保健所長
<p>50 同法第15条の4に おいて準用する同法 第9条の5第1項の 規定による産業受け 又は借受けの許可 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○						○	保健所長
<p>51 同法第15条の4 において準用する同 法第9条の6第1項 の規定による産業廃 棄物処理施設設置者 である法人の合併又 は分割の認可 (一) 産業廃棄物の 処分業に係るもの (二) (一)以外のも の</p>		○						○	保健所長

	ア 告示義務を要するもの イ ア以外のもの	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	保健所長
56	同法第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定による産業廃棄物処理施設設置者の相称に関する届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示義務を要するもの イ ア以外のもの	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	保健所長
57	略									
58	略									
59	略									
60	同法第18条第1項の規定による報告の徴収 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの ア 告示義務を要するもの イ ア以外のもの	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	保健所長
61	略									
62	略									
63	略									
64	略									
65	略									
66	略									
67	略									
68	略									
69	略									
70	略									
71	略									
二 略										
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理	<input type="checkbox"/>							保健所長
		2~4 略								
		5 同令第2条の7の7第5項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出に係る変更又は廃止の届出の受理	<input type="checkbox"/>							
四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和48年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の2の規定による許可証の書換え交付 (一) 告示義務を要するもの (二) (一)以外のもの 2 略	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	保健所長
		3 同規則第4条の規							<input type="checkbox"/>	保健所長
		52 同法第15条の4において準用する同法第9条の7第2項の規定による産業廃棄物処理施設設置者の相称に関する届出の受理 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	保健所長
53	略									
54	略									
55	略									
56	同法第18条第1項の規定による報告の徴収 (一) 産業廃棄物の処分に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	保健所長
57	略									
58	略									
59	略									
60	略									
61	略									
62	略									
63	略									
64	略									
65	略									
66	略									
67	略									
二 略										
三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の17の規定による特定一般廃棄物最終処分場設置者からの報告書の受理	<input type="checkbox"/>							保健所長
		2~4 略								
四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和48年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第2条の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項の変更の届出の受理又は許可証の書換え交付	<input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/>	保健所長
		2 略								
		3 同規則第4条の規							<input type="checkbox"/>	保健所長







11	同法第9条の規定による引取業者の登録の抹消								○	保健所長
12	同法第51条第1項の規定による引取業者の登録の取消し又は業務の停止命令								○	保健所長
13	同法第51条第2項において準用する同法第45条2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知								○	保健所長
14	同法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録及び同条第2項の規定による登録の更新								○	保健所長
15	同法第55条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録簿への登録及び同条第2項の規定による登録の通知								○	保健所長
16	同法第56条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録の拒否及び同条第2項の規定による登録の拒否の通知								○	保健所長
17	同法第57条第2項の規定によるフロン類回収業者の変更の届出の受理及び登録簿への登録								○	保健所長
18	同法第57条第3項において準用する同法第55条第2項の規定による登録の通知								○	保健所長
19	同法第58条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録の取消し又は業務の停止命令								○	保健所長
20	同法第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知								○	保健所長
21	同法第59条において準用する同法第47条の規定によるフロン類回収業者の登録簿の閲覧								○	保健所長
22	同法第60条において準用する同法第48条第1項の規定による廃棄等の届出の受理								○	保健所長
23	同法第60条において準用する同法第49条の規定による登録の抹消								○	保健所長
24	同法第62条第1項の規定による解体業の許可	○								
25	同法第62条第2項の規定による解体業の許可の更新	○								
26	同法第62条第2項の規定による解体業者への許可交付の	○								

通知									
27 同法第33条第1項の規定による解体業の変更の届出の受理								○	
28 同法第64条の規定による解体業の廃業等の届出の受理								○	
29 同法第66条の規定による解体業の許可の取消し又は業務の停止命令	○								
30 同法第73条第1項の規定による破産業の許可	○								
31 同法第73条第2項の規定による破産業の許可の更新	○								
32 同法第73条第2項の規定による破産業者への不許可処分の通知	○								
33 同法第70条第1項の規定による破産業の変更の許可	○								
34 同法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による破産業者への変更の不許可処分の通知	○								
35 同法第71条第1項の規定による破産業の変更の届出の受理								○	
36 同法第72条において準用する同法第64条の規定による破産業の廃業等の届出の受理								○	
37 同法第72条において準用する同法第66条の規定による破産業の許可の取消し又は業務の停止命令	○								
38 同法第88条第4項の規定による引取後引取実施報告の遅延に係る情報管理センターからの報告の受理								○	
39 同法第88条第5項の規定による引取後引取実施報告の遅延に係る情報管理センターからの報告の受理								○	
40 同法第88条第6項の規定によるフロン類回収業者の未報告等に係る情報管理センターからの報告の受理								○	
41 同法第90条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令								○	保衛所長
42 同法第125条第1項及び第2項の規定による警察本部長への意見聴取		○							
43 同法第126条の規定による警察本部長		○							



9	同法第17条第2項の規定による命令をした旨の公表								○					
10	同法第16条の規定による必要な措置をとるべきことの指示								○					
11	同法第17条第1項の規定による業務提供施設等閉鎖の全部又は一部を停止すべきことの命令								○					
12	同法第17条第2項の規定による命令をした旨の公表								○					
13	同法第18条第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施								○					
14	同法第16条第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施								○					

九及び十 略

9	同法第17条の8第2項の規定による命令をした旨の公表									○				
10	同法第18条の2第2項の規定による必要な調査及び適当な措置の実施									○				
11	同法第20条の2第1項の規定による報告の徴収又は事業所等への立入検査の実施									○				

九及び十 略

十一 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第6条第2項の規定による捕獲人の指定及び同法第5項の規定による予防員が警備中の犬の入った場所に立ち入ることができる指定が適用される期間又はその区域の指定												○			
	2	同法第10条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に上乗せを命ずること等の命令												○			
	3	同法第13条の規定による犬の一せいで検診の実施又は臨時予防注射の実施												○			
	4	同法第14条第1項の規定による毒性鑑定のための犬の死体の解剖等の許可													○		保健所長
	5	同法第15条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限												○			
	6	同法第16条の規定による狂犬病にかかった犬の所在の場所等の父座のしや断又は制限												○			
	7	同法第17条の規定による犬の集合施設等の禁止の命令												○			
	8	同法第18条第1項の規定によるけん留命令が発せられているにもかかわらずけん留されていない犬の抑留の実施														○	保健所長
	9	同法第18条の2第1項の規定によるけん留命令が発せられているにもかかわらずけん留されていない犬の薬殺												○			
	10	同法第21条の規定												○			

		による抑留所の設置							
	11 同法第21条の規定による抑留所の管理の実施							○	保健所長
十二 狂犬病予防法施行細則(昭和25年鳥取県規則第83号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による捕獲人の指定の取消し又は業務の停止の命令						○		
十三 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第10条の4第1項の規定による動物取扱業の登録							○	保健所長
	2 同条例第10条の5第2項の規定による動物取扱業登録証の交付							○	保健所長
	3 同条例第10条の6第1項の規定による動物取扱業の登録の拒否							○	保健所長
	4 同条例第10条の7第1項の規定による動物取扱業登録申請書の記載事項の変更登録							○	保健所長
	5 同条例第10条の7第4項の規定による動物取扱業登録申請書の記載事項の変更の届出の受理							○	保健所長
	6 同条例第10条の8第2項の規定による動物取扱業登録証の交付							○	保健所長
	7 同条例第10条の8第3項において準用する同条例第10条の6第1項の規定による動物取扱業の変更登録の拒否							○	保健所長
	8 同条例第10条の9第2項の規定による登録業者の地位の承継に係る届出の受理							○	保健所長
	9 同条例第10条の10の規定による飼育施設の使用の廃止の届出の受理							○	保健所長
	10 同条例第10条の11第2項の規定による動物取扱業登録証の再交付							○	保健所長
	11 同条例第10条の13の規定による動物取扱業の登録の抹消							○	保健所長
	12 同条例第10条の15第1項の規定による動物取扱業の登録の取消し						○		
	13 同条例第10条の16第1項の規定による動物取扱業者に対する警告							○	保健所長
	14 同条例第10条の16第2項の規定による動物取扱業者に対する措置命令							○	保健所長

15	同条例第10条の2第6 第3項の規定による 公表								○	保健所長
16	同条例第10条の2第7 第1項の規定による 必要な報告の要求又は 飼育施設等への立 入調査等								○	保健所長
17	同条例第11条第1 項の規定による特定 動物の飼育許可								○	保健所長
18	同条例第13条第1 項の規定による飼育 許可申請書の記載事 項の変更許可								○	保健所長
19	同条例第13条第5 項の規定による飼育 許可申請書の記載事 項の変更の届出の受 理								○	保健所長
20	同条例第13条第6 項の規定による飼育 許可申請書の記載事 項の変更の届出の受 理								○	保健所長
21	同条例第15条の規 定による特定動物の 飼育の廃止の届出の 受理								○	保健所長
22	同条例第16条の規 定による特定動物の 飼育許可の取消し	○								
23	同条例第17条第1 項の規定による野犬 等の収容								○	保健所長
24	同条例第18条第1 項の規定による飼育 主に対する野犬等を 引き取るべき旨の通 知及び飼育主が準明 していない野犬等に 係る公示								○	保健所長
25	同条例第18条第3 項の規定による野犬 等の処分								○	保健所長
26	同条例第18条第4 項において準用する 同条例第1項及び第3 項の規定による動物 の愛護及び管理に関 する法律（昭和48年 法律第105号）第18 条第2項において準 用する同条例第1項の 規定により犬又はね こを引取った場合 及び同法第9条第2 項の規定により犬、 ねこ等又は犬、ねこ 等の死体を収容した 場合の公示及び処分								○	保健所長
27	同条例第19条第1 項の規定による犬、 ねこ等の譲渡								○	保健所長
28	同条例第19条第2 項の規定による犬、 ねこ等の譲渡の申出 の受理								○	保健所長
29	同条例第20条第1 項の規定による野犬 等の殺処分及び住民 に対する薬物を使用 して野犬等を殺処分 する旨の周知								○	保健所長











	の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理								
11	同法第9条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増圧又は動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令					○			
12	同法第9条第2項において準用する同法第8条の規定による原状回復の命令					○			
13	同法第10条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令					○			
14	同法第11条第1項の規定による環境大臣への協議					○			
15	同法第12条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政庁への協議					○			
16	同法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可及び同条第3項の規定による不許可並びに同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による不許可の通知						○		保健所長
17	同法第14条第3項の規定による温泉の成分等の標示の届出の受理及び同条第4項の規定による内容の変更の命令						○		保健所長
18	同法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同条第2項の規定による登録の申請の受理					○			
19	同法第15条第3項の規定による登録簿への登録					○			
20	同法第15条第5項の規定による登録又は登録拒否の通知					○			
21	同法第16条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理					○			
22	同法第17条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理					○			
23	同法第18条の規定による登録分析機関の登録の抹消					○			
24	同法第19条の規定による登録分析機関登録簿の閲覧					○			
25	同法第21条の規定による登録分析機関の登録の取消し					○			
26	同法第24条第1項						○		保健所長